

農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立を求める意見書

地球温暖化やそれに伴う近年の急激な気候変動は、我々の日常生活のみならず、我が国の農業にも深刻な影響を与えている。水稻栽培では米粒が白濁する白未熟粒が発生し、また、果実栽培においては着色不良が起きるなど、高温障害の被害が発生している。当県においても、コメの1等米比率の低下やビニールハウス内の高温化によるキュウリやトマトなど園芸作物への影響を始め、本年1月から2月にかけて続いた記録的な大雪により、会津地方を中心に2,300棟を超える農業用施設や収穫中の農作物、果樹の樹体等に甚大な被害が発生したところである。今後も気候変動による農業への影響は続くことから、農業者の営農意欲を維持した持続可能な農業の確立が求められている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 気候変動に適応した高温等に強い品種や安定的な生産技術の開発の促進を図るとともに、新たな品目の栽培や高温対策設備等の導入への支援を強化すること。
- 2 急激な気候変動による災害を未然に防止するため、農村地域の流域治水対策や農業水利施設等の老朽化対策などの防災・減災対策等を確実に進めること。
- 3 令和7年の会津地方を中心とした豪雪による災害について、「令和6年度大雪農業災害特別対策事業」において対象外となっている栽培用以外のパイプハウス等についても支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月2日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

福島県議会議長 西山尚利